OFFICE URIZUN / AUTUMN 2026

うりずん通信

10月号

Officeうりずん社会保険労務士・行政書士事務所

2026年

最低賃金・社会保険・雇用ルールの変更を確認し、秋の労務管理と年末の準備を進めましょう。

1 最低賃金の改定額が出そろいました

全国加重平均は1,177円、前年度から56円の引上げとなる答申です。発効日以降の勤務分から適用されるため、時給の方だけでなく、月給の方も確認しましょう。

都県	時間額	前年度	引上げ額	発効予定日
東京	1,280円	1,226円	＋54円	10月1日
神奈川	1,279円	1,225円	＋54円	10月1日
埼玉	1,196円	1,141円	＋55円	10月1日
千葉	1,195円	1,140円	＋55円	10月1日
茨城	1,136円	1,074円	＋62円	10月18日
栃木	1,125円	1,068円	＋57円	10月1日
群馬	1,120円	1,063円	＋57円	10月3日
山梨（参考）	1,113円	1,052円	＋61円	11月1日

注：厚生労働省の答申状況による。発効予定日は異議申出等により変更される場合があります。

月給の時給換算 ＝（月給 − 対象外の手当）÷ 1か月の平均所定労働時間

対象外：通勤・家族・精皆勤手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与など。賃上げに伴う業務改善助成金の活用も、あわせてご相談ください。

2 社会保険の賃金要件を撤廃

10月から「月額賃金8.8万円以上」という要件の撤廃が予定されています。短時間労働者は、主に次の要件で加入を判断します。

・週の所定労働時間が20時間以上
・2か月を超えて雇用される見込み
・学生ではない（例外あり）

企業規模は厚生年金被保険者数51人以上が対象。2027年10月から36人以上へ広がります。任意適用等の場合は別途確認が必要です。

保険料調整制度も10月に開始。標準報酬月額12.6万円以下などの要件を満たす方の本人負担を通算3年間軽減できます。事業主の一時負担は後日調整されます。

3 パート・有期雇用のルール改正

10月1日施行の主な変更点は次の3つです。労働条件通知書と待遇を点検しましょう。

雇入れ時の明示事項を追加

正社員との待遇差の内容・理由等について「説明を求めることができる旨」の明示が必要になります。

ガイドラインの事例を追加

賞与・退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生、休暇などを確認します。

正社員転換の意向を確認

契約更新時の面談やメール等を使い、対象者の意向を確認し、配慮します。

出典：厚生労働省 最低賃金答申　社会保険適用拡大　パート・有期雇用改正　日本年金機構 保険料調整制度

うりずん通信 10月号

職場の備えと 秋の手続き

4 カスハラ対策が義務化

10月1日から、すべての事業主にカスタマーハラスメントの防止措置が義務付けられます。求職者等へのセクハラ防止措置も義務化されます。

・従業員を守る方針を明確にして周知
・相談窓口と対応体制を整備
・事実確認、被害者への配慮、再発防止
・悪質な事案への対応方針を準備

正当な苦情・申出を妨げないこと、障害のある方への合理的配慮にも留意しましょう。

5 労働時間の監督指導を見直し

9月1日から、時間数だけに着目して月45時間以内への削減を求める一律の指導が見直されました。

36協定で定めた健康・福祉確保措置の実施状況を重点的に確認します。面接指導、勤務間インターバル、年休取得促進等が実際に行われているか点検しましょう。

上限規制そのものは変わりません。原則月45時間・年360時間、特別条項でも年720時間以内などの規制があります。自動車運転業務等は別の特例に注意が必要です。

6 年末調整の準備を始めましょう

国税庁が「2026年分 年末調整のしかた」を公表しました。基礎控除・給与所得控除・扶養親族等の所得要件の改正を確認しましょう。

23歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の特例にも注意が必要です。申告書の配布・回収日程を決め、証明書の準備を早めに案内しましょう。

7 生活道路の法定速度は30km/h

9月1日から、中央線や車両通行帯がない一般道路などでは、自動車の法定速度が60km/hから30km/hへ引き下げられました。

中央分離帯等で往復の方向が分離されている道路などは対象外です。標識・標示で最高速度が指定されている場合は、その指定速度に従います。通勤・営業・配送時の周知をお願いします。

8 10月・11月の主なスケジュール

期限・時期	主な手続き・行事
10月13日（火）	9月分 源泉所得税・住民税（特別徴収）の納付
11月2日（月）	9月分 社会保険料／労働保険料 第2期分の納付
11月2日（月）	労働者死傷病報告（休業4日未満・7-9月分）
11月10日（火）	10月分 源泉所得税・住民税（特別徴収）の納付
11月30日（月）	10月分 社会保険料の納付
10月-11月	年末調整関係書類の配布・回収

注：源泉所得税・住民税は毎月納付の場合。労働保険料は延納の場合（口座振替・事務組合委託は別日程）。
10月1-7日：全国労働衛生週間／10月：年休取得促進・高年齢者雇用支援月間／11月：過重労働解消キャンペーン

編集後記

今年も残り3か月。制度の変更を一つずつ確認し、年末に向けて準備を進めていきましょう。「自社では何が必要？」という段階から、どうぞお気軽にお声がけください。



出典：厚生労働省 ハラスメント対策　　国税庁 年末調整のしかた　　警察庁 生活道路の法定速度

2026年9月21日時点の公表資料をもとに作成。個別の適用・手続きは弊所へご相談ください。

© 2026 Officeうりずん社会保険労務士・行政書士事務所